

徳島、昭 50 不 1 、昭 50. 3. 25

命 令 書

申立人 総評全国金属労働組合徳島地方本部ゴール工業支部

被申立人 徳島ゴール工業株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人が昭和 50 年 1 月 13 日申し入れた昭和 49 年 10 月 31 日付指名解雇についての団体交渉に、誠意を持って応じなければならない。
- 2 被申立人は、被解雇者が団体交渉の代表者であることを理由に、申立人が申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- 3 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人 総評全国金属労働組合徳島地方本部ゴール工業支部 (以下「組合」という。) は、全国金属労働組合の組合員であって、徳島ゴール工業株式会社の従業員および同組合員であって徳島ゴール工業株式会社に昭和 49 年 10 月 31 日付解雇された従業員のうち解雇撤回を要求している 20 名をもって組織する労働組合で、本件申立時の組合員数は 90 名余である。
- (2) 被申立人 徳島ゴール工業株式会社 (以下「会社」という。) は、肩書地において昭和 46 年 11 月 1 日ゴール工業株式会社 (本社大阪市) の一工場であった徳島工場が本社から分離して設立した資本金 300 万円の法人で、本件申立時 71 名の従業員を擁し

て、錠前の製造を営んでいる。

## 2 指名解雇および解雇後の経過

- (1) 昭和 49 年 9 月 16 日会社は、設立以来資金援助を受けていた受注先の株式会社ゴー  
ル（本社大阪市）が、ドルショック以来の総需要抑制と金融引締による影響で厳しい  
不況におそわれたため、従来のとおり同社に援助を期待することが著しく困難になっ  
たとし、このための企業再建策として従業員 120 名余のうち 50 名を削減する人員整  
理案を発表した。
- (2) 同日会社は組合に対して会社経理の現状、今後の受注見通し、今後の会社の運営お  
よび人員削減 50 名の要綱を記した「会社の現状と今後の運営について」と題する印  
刷物を提示して上記人員整理についての団体交渉を行った。しかしこの交渉のなかで、  
希望退職者を募集し希望退職者が予定数（50 名）に達しない場合は、指名解雇を行う  
と主張する会社と、希望退職募集および指名解雇には全面的に反対と主張する組合が  
対立して交渉は進展せず翌 17 日さらに交渉が行われた結果、組合は会社が希望退職  
の募集を行うことを了承したので、会社は上記組合に提示した「会社の現状と今後の  
運営について」の印刷物（指名解雇に関する項は組合の申し入れにより削除）を従業  
員に配布し、9 月 25 日を締切日として 50 名の希望退職者を募集する旨伝えた。
- (3) しかし、上記締切日の、9 月 25 日になっても希望退職者がなかったので、その翌  
日の 9 月 26 日労使は団体交渉を開き、締切日を延長することについて話し合った結  
果、締切日を 9 月 30 日まで延長することで話し合いがつき、同日会社はこのことを  
従業員に表明した。
- (4) その後、7 名の希望退職者が出たが予定の 50 名に達しなかったので、会社は昭和 49  
年 10 月 7 日に行った団体交渉において、希望者が予定数に達しないので指名解雇を  
実施せざるを得ない旨組合に申し入れたが、組合が反対したため、交渉は翌 8 日に持  
ち越された。
- (5) しかし、8 日の交渉も両者の主張が平行線をたどり歩み寄りがなかったので、会社  
は翌 10 月 9 日 43 名に対して、解雇通知書を郵便局に投函した。ところが、同日会社

の処置を知った組合は、会社に解雇撤回を迫って、団体交渉を要求し会社と話し合った結果、指名解雇問題について受注先の株式会社ゴールの代表者と話し合う、指名解雇問題話し合いのつくまで棚上げするとのことで合意に達し確認書を取り交した。

- (6) 上記確認書にもとづき会社と組合は、昭和 49 年 10 月 15 日大阪市東淀川区十三三工業会館において株式会社ゴールを交えた団体交渉を行い、さらに 10 月 21 日には同じく十三の淀川会館においてこの日は株式会社ゴールは参加せず労使だけで交渉を持ったが、この交渉においても進展はみられなかった。
- (7) このようにして労使の主張に歩み寄りが見られない状態のなかで会社は、10 月 28 日組合に対して、10 月 9 日通告した 43 名のうち労働災害にあっている 2 名を除いた 41 名を 10 月 31 日付で解雇する旨通告するとともに、各個人あてに 10 月 31 日付で解雇する旨の内容証明郵便を発送した。
- (8) 更に会社は、10 月 28 日の午後翌 29 日から当分の間休業する旨および指名解雇者は、同月 31 日に退職金を支払う旨の掲示を行い、翌日から休業に入るとともに会社役員（当時）の B 1、B 2、B 3 の 3 名は会社に出て来なくなった。
- (9) 11 月 9 日組合は、久しぶりに会社に出て来た上記会社役員と休業中の工場再開等についての話し合いが持たれたので、指名解雇問題にふれたところ、会社は既に指名解雇問題については充分話し合ったし、実施済みであるから話し合わないとして取りあわず、工場再開等の問題については、A 委員長等指名解雇者を除いた従業員の代表者と話し合いたい旨言明した。
- (10) 12 月 9 日に至り工場が再開されたので、組合はあくる 12 月 10 日指名解雇撤回を含めた年末一時金等の要求について団体交渉を開くよう会社に申し入れたが、会社は、指名解雇問題は 10 月 28 日の発表通りであり、その後においても会社の態度に変更はない、また今後共本件については変更することはない、本件については会社として今後一切の交渉を行う考えはないとの見解を表明して指名解雇問題に関する交渉を行わなかった。
- (11) その後組合は、50 年 1 月 6 日に指名解雇問題を含めた組合事務所掲示板の無断使用、

配置問題についての団体交渉を、同月 10 日には指名解雇問題、組合掲示板の無断使用、作業服および作業靴支給についての団体交渉をそれぞれ開くよう申し入れたところ、1月 10 日会社の B 3 取締役は、解雇問題は 12 月 10 日の会社の見解と変わらない、団交の交渉員は従業員でなければ交渉しないと言って A ら被解雇者を含めた組合と交渉しなかった。

(12) そこで組合は、1月 13 日内容証明郵便をもって 1 月 16 日午後 1 時から徳島ゴール工業株式会社の食堂において解雇問題についての団体交渉を開くよう申し入れたが、会社は何らの回答もせず交渉を行わなかった。

以上の事実が認められる。

## 第 2 当委員会の判断

以上の事実によって組合は、会社が昭和 49 年 10 月 31 日付指名解雇についての団体交渉に応じないこと、および被解雇者が代表員たることを理由に団体交渉に応じないことは不当労働行為であると主張し、会社はいずれも正当な理由に基づくもので不当労働行為には該当しないと主張して争うので、以下判断する。

### 1 指名解雇問題の団体交渉拒否について

(1) 会社は、昭和 49 年 10 月 31 日付指名解雇を実施するに当って何度も団体交渉を開き充分な話し合いを行い既に解決済であること、同解雇が企業存続のためやむを得ず行い、基準も公正で有効に行われていることおよび解雇が会社再建のための最終案でこれを将来撤回ないし変更することができないので、団交に応ずる義務はないと主張する。

(2) 前記事実認定 2、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)のとおり、指名解雇問題を含めた人員整理についての団体交渉は数回持たれたが、内容的には一部人員に変更があったほかは指名解雇を実施しようとする会社とこれに反対する組合の基本姿勢が終始変らず、双方の主張が対立した中で指名解雇が行われたことおよびこの解雇に対して組合は被解雇者で解雇を了承しない者等とともに異議を唱え解雇撤回を要求していること等を考えてみると、未だ指名解雇問題は未解決であると言わざるを得ず、既に解決済であるとする会社の主張は採用できない。

(3) もとより指名解雇についての団体交渉応諾を求める本事件において、会社が解雇の効力の有効なることを主張して団体交渉を拒否することは正当な理由と言えず、また、譲歩する余地がないことを主張して団体交渉を拒否することも法の趣旨から言ってとうてい容認されるべき正当な理由と言えず、これら会社の拒否理由も失当と言わねばならない。

## 2 被解雇者参加を理由とする団体交渉拒否について

(1) 会社は、被解雇者A（委員長）等が組合代表者として参加する団体交渉について、当初は地本の役員としての資格で認めていたが、その後は被解雇者は従業員としての資格がなく組合の代表者と認めない旨主張して応じないのである。

(2) しかしながら組合代表者の人選は、当該組合が自主的に決定すべき事項であって、会社がこれに干渉することは許されるべきでなく、組合は被解雇者の代表者としてでなく、現に会社が雇用する労働者の代表者としてA等被解雇者を選んでいるのであるから、会社が上記理由をもって指名解雇問題はもちろんのこと従業員の労働条件に関する団体交渉を拒否することは失当と言わねばならない。

以上1、2で判断のとおり、会社が指名解雇についての団体交渉に応じないことは労働組合法第7条第2号に該当する行為であり、被解雇者が代表者たるをもって団体交渉に応じないことは労働組合法第7条第2号のみならず組合の運営に介入し同条第3号にも該当する行為である。

なお組合は救済内容として、謝罪文の掲示をも合わせて求めているが、本件の救済としては、主文の程度をもって十分であると考える。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定を適用して主文のとおり命令する。

昭和50年3月25日

徳島県地方労働委員会

会長 今 谷 健 一